

「下田市いじめ防止条例」が施行 ～市民全体で子どもを守りましょう～

いじめは、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに関する問題です。下田市では、市民みんなで力を合わせ、いじめから子どもを守ることを目指して「下田市いじめ防止条例」を制定しました。今後も、本条例や市の基本方針、各学校における基本方針のもと、いじめ根絶に向けた取組を強化していきます。

条例のポイント

◎基本理念

- ・いじめが子どもたちの生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての子どもたちが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・子どもたちの生命及び心身を保護し、子どもたちをいじめから確実に守るとともに、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすること。
- ・いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むこと。
- ・学校に加え、市、保護者、市民その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服すること。

◎市民等それぞれの役割

*子どもたちは…

- ・お互いに思いやり、ともに支えながらいじめのない学校生活を送ることができるよう努めます。

*市は…

- ・条例及び基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進します。

*学校及び教職員は…

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見に取り組めます。
- ・いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、いじめの解決のために必要な措置を講じます。

*保護者は…

- ・いじめは絶対に許されない行為であることを子どもたちに十分理解させ、子どもたちがいじめを行うことのないよう努めます。
- ・いじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護します。

*市民は…

- ・市、学校及び教職員、保護者、関係機関と連携・協力し、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ・いじめを発見、疑いがあると認めるときは、市や学校、関係機関等に相談又は通報して支援を求めます。

*地域内組織等(自治会や市内で事業活動を行う法人)は…

- ・子どもたちと触れ合う機会を大切にし、子どもたちに対する見守りや声掛けを行うにことにより、いじめのない明るく住みやすい社会づくりに努めます。

いじめに関する組織を設置

市では、いじめの防止等に係る情報交換や対策について協議を行うため、「下田市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。また、いじめの防止等のための対策の支援、措置等の検証や重大事態が発生した場合における事実の確認や審査を行うため、教育委員会に「下田市いじめ問題対策専門委員会」を、市に「下田市いじめ問題調査委員会」を新たに設置し、市全体がこれまで以上に一丸となっていじめ問題への取組を推進します。

相談窓口一覧

◎静岡県賀茂児童相談所

TEL 0558-24-2038

◎下田市福祉事務所(家庭児童相談)

TEL 0558-22-2216

◎ハロー電話「ともしび」

(青少年の悩み相談、保護者の教育・悩み)

【沼津地区】TEL 055-931-8686

◎子ども・家庭110番

(性格、行動、しつけ、非行・不登校など)

【賀茂地区】TEL 0558-23-4152

◎下田市教育委員会学校教育課

TEL 0558-23-3929

条例について、詳しくは下田市公式ホームページをご覧ください。

<http://www.city.shimoda.shizuoka.jp>